

都市公園等事業の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

「都市公園等事業の新規採択時評価実施要領細目」（以下「新規採択時評価細目」という。）は、「国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領」（以下「新規採択時評価実施要領」という。）に基づく都市公園事業の新規採択時評価に関し、同要領の細目を定め、都市公園事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、以下の全ての事業とする。

- (1) 都市公園法第2条第1項第2号に掲げる、国が設置する公園又は緑地の整備に係る事業
- (2) 国土交通省設置法第4条第48項に掲げる、国が設置する公共空地の整備に係る事業(第2(1)に掲げる事業を除く。)
- (3) 都市公園法第2条第1項第1号に掲げる、独立行政法人都市再生機構が設置する公園又は緑地の整備に係る事業で、都市公園防災事業費補助又は都市公園事業費補助を受けて実施するもの。ただし、都市公園事業費補助については、事業費を予算化しようとする事業(調査費のみを予算化しようとする事業は除く)に限る。
- (4) 都市公園法第2条第1項第1号に掲げる、地方公共団体が設置する公園又は緑地の整備に係る事業で、地方公共団体が都市公園事業費補助を受けて実施するもの。
- (5) 都市再生推進事業制度要綱第1条の2第15項に掲げる、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業で、同要綱第44条に掲げる事業主体が同要綱第47条に基づく国の補助を受けて実施するもの。

第3 評価を実施する事業

原則として、個別の都市公園等毎とする。

第4 評価の実施及び結果の公表

1 評価の実施手続

新規採択時評価実施要領第4の1(3)に定める「評価に係る資料」の内容は、事業概要に加え、別に定める都市公園等事業の新規採択時評価の評価指標及び判断基準(案)の評価方法に係る資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

2 評価結果、対応方針等の公表

(1) 公表内容

新規採択時評価実施要領第4の2で定める評価結果等の公表は、評価を実施した事業の一覧表、評価に係る資料、対応方針に関する資料により行うものとする。

(2) 公表方法

新規採択時評価実施要領第4の2で定める評価結果等の公表は、記者発表、国土交通省各機関(本省、地方整備局等、事務所等)における閲覧等により行うものとする。

第5 評価の方法

1 評価手法

評価に関する指標、新規事業採択を決定する際の判断基準については、原則として、別に定める都市公園等事業の新規採択時評価の評価指標及び判断基準(案)によるものとする。

2 評価手法研究委員会

都市公園等事業の新規採択時評価の評価指標及び判断基準(案)の策定・改善に当たっては、外部有識者から構成される都市公園事業評価手法研究委員会の意見を聞くものとする。都市公園事業評価手法研究委員会に関する規定は、別に定める。

第6 施行期日

本細目は、平成10年7月7日から施行する。

附 則

1 改正後の本細目は、令和6年3月28日から施行する。

2 本細目の施行に伴い、「都市公園等事業の新規事業採択時評価実施要領細目(令和4年3月31日改定)」は廃止する。